

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	長寿介護課	検索番号	4-1
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第3条第3項	
不利益処分	介護員養成研修事業者の指定の取消			
<p>(根拠規定)</p> <p>(法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者)</p> <p>第三条</p> <p>2 前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。</p> <p>一 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。</p> <p>二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。</p> <p>イ 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。</p> <p>ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ハ 介護員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p>3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなったと認められるときは、第一項第二号の指定を取り消すことができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第3条第1項第2号の規定による介護員養成研修事業者(以下「事業者」という。)及び介護員養成研修(以下「研修事業」という。)の指定については、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)[「介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚生労働省告示第71号)及び「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」(平成24年3月28日老振発第0328第9号)に定めるもののほか、愛媛県介護員養成研修(介護職員初任者研修)事業実施要綱に規定する基準</p> <p>○愛媛県介護員養成研修(介護職員初任者研修)事業実施要綱(抄)</p> <p>(指定の要件)</p> <p>第2条 地方局長は、次の要件を満たすと認められる場合は、事業者及び研修事業として指定することができるものとする。</p> <p>(1) 事業者に関する要件</p> <p>① 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。</p>				

- ア 研修受講者名簿の作成及び地方局長への送付
- イ 研修事業の廃止、休止、再開及び申請事項の変更の地方局長への届出
- ウ 地方局長が研修事業の実施に関して行う調査に協力すること。
- エ 地方局長が、研修事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- オ 研修内容の向上を図るため、実施する研修事業において講師となる者について指導方法等に関する研修を受講する機会を確保するよう努めること。
- ② 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ③ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ④ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- ⑤ 研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、研修受講者が十分に注意するよう指導すること。
- ⑥ 研修の実施状況及び研修修了者に関する記録を永久保存すること。
- ⑦ 事業者としての指定取消しの処分を受けた者は、その処分の日から起算して5年を経過していること。

(2) 研修事業に関する要件

- ① 研修が、年1回以上、別紙1に定める研修課程の内容に従って実施されること。
- ② 別紙1に定める研修課程について、おおむね8月以内に修了すること。
- ③ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - イ 演習を担当する講師については、原則として、講師1名につき受講生が20名を超えない程度の割合で担当すること。
 - ウ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- ④ 事業者は、研修受講者に研修内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 研修の名称
 - ウ 研修の実施場所
 - エ 研修期間
 - オ 研修課程（カリキュラム）
 - カ 講師氏名
 - キ 施行規則第22条の24第3項に規定する確認等の方法、研修修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
 - ク 年間の開講時期
 - ケ 受講手続
 - コ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
- ⑤ 事業者は、研修を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること

等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

ア 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の收受に関すること。

イ その他、研修の内容に関する重要事項

- ⑥ 事業者は、受講の申込みがあったときは、申込者に対して受講内容確認書（様式第11号）により研修修了に要する受講内容の確認を求めなければならないこと。
- ⑦ 事業者は、研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握すること。
- ⑧ 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
- ⑨ 研修受講時（受講申込受付時又は初回の講義時）における本人確認を行うこと。

（事業者及び研修事業の指定申請）

第3条 事業者と研修事業の指定を併せて受けようとする者は、初回の研修の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる事項について指定申請書（様式第1号）及びその添付書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する**地方局長**に提出することとする（以下、提出先については同様とする。）。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 研修を行う事業所の名称、責任者及び所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）
 - (3) 研修の名称、課程及び実施場所
 - (4) 事業開始予定年月日
 - (5) 研修担当者の連絡先
 - (6) 研修課程（様式第4号）
 - (7) 事業計画表（様式第5号）及び各研修の日程表（様式第6号）
 - (8) 講義を行う講師の一覧表（様式第7号）、各講師の履歴書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第8号）、保有する資格等の証明書の写し及び当該講師の就任承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第9号）
 - (9) 実習を行おうとする者にあつては、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書（様式第10号）
 - (10) 受講料等の設定方法及び改定方法
 - (11) 受講内容確認書（様式第11号）及び募集案内等受講希望者に提示する書類
 - (12) 前条第2号の④に定める学則等
 - (13) 使用するテキスト名
 - (14) 交付する修了証明書の様式
 - (15) 収支予算書（様式第12号）及び向こう2年間の財政計画書
 - (16) 申請者の前年度の決算書
 - (17) 申請者の概要及び資産状況
 - (18) 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- 2 講義を通信の方法によって行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類（様式第2号）を併せて提出するものとする。なお、通信学習の時間数は、別紙3のとおりとする。
- (1) 講義を通信の方法によって行う地域
 - (2) 添削指導及び面接指導の方法

- (3) 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

(研修事業の指定申請)

第4条 指定を受けた事業者が、前年度に引き続き研修事業の指定を受けようとする場合は、地方局長に対し、年度ごとに、その年度における初回の研修の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる事項が記載された指定申請書(様式第3号)を提出するものとする。

- (1) 研修課程(様式第4号)
 - (2) 事業計画表(様式第5号)及び各研修の日程表(様式第6号)
 - (3) 講義を行う講師の一覧表(様式第7号)、各講師の履歴書(講師本人の署名のあるものに限る。)(様式第8号)、保有する資格等の証明書の写し及び当該講師の就任承諾書(講師本人の署名のあるものに限る。)(様式第9号)
 - (4) 実習を行おうとする者にあつては、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあつては、その名称)及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書(様式第10号)
 - (5) 受講料等の設定方法及び改定方法
 - (6) 受講内容確認書(様式第11号)及び募集案内等受講希望者に提示する書類
 - (7) 第2条第2号の④に定める学則等
 - (8) 使用するテキスト名
 - (9) 収支予算書(様式第12号)
 - (10) 申請者の前年度の決算書
- 2 指定を受けた同一年度内に、同一の研修課程及び研修方法により、新たに研修事業を実施しようとする場合は、研修の募集を開始する2か月前までに、前項の指定申請書(様式第3号)を提出するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

(変更の届出等)

第6条 事業者は、第3条又は第4条の申請の内容を変更する場合には、変更届出(申請)書(様式第14号)により、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 申請者に関する事項の変更
第3条第1項第1号、第2号、第5号又は第18号の内容を変更する場合には、地方局長に対し、変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届に、申請者が法人であるときは、同項第1号の変更であれば法人登記簿の履歴事項全部証明書を、同項第18号の変更であれば変更後の定款等を添付して、変更後速やかに提出するものとする。
- (2) 研修内容に関する事項の変更
第3条第1項第3号、第4号若しくは第7号から第14号まで又は第4条第2号から第9号までに規定する提出書類の内容に変更を加える場合には、地方局長に対し、変更の内容、変更時期及び理由を研修の募集開始1か月前までに届け出るものとする。
- (3) 研修課程の変更
第3条第1項第6号又は第4条第1項第1号に規定する研修課程を変更する場合にあつては、変更についてあらかじめ地方局長の承認を受けることとし、変更後の研修の募集を開始する2か月前までに申請書を提出するものとする。
- (4) 研修実施中の緊急の変更

やむを得ない事情により研修実施中に緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で地方局長に届け出るとともに、その指示に従うものとする。

(修了証書の交付等)

第13条 事業者は、研修の全ての課程を修了した者に限り、別紙4に定める様式に準じ、修了証書を交付するものとする。

(指定の取消し)

第16条 地方局長は、事業者が次のいずれかに該当する場合には、施行令第3条第3項に基づき事業者としての指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、当該研修事業について、第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 事業者が、不正の手段により第3条又は第4条の指定を受けたとき。
- (3) 事業者が、第4条の指定申請又は第6条の変更届出等について、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 事業者が、第13条の規定に反して、研修の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。
- (5) 事業者が、前条の指示を受けてこれに従わなかったとき。
- (6) 事業者が、他の都道府県知事の指定を受けている場合において、当該他の都道府県知事の指定取消しの処分を受けたとき。

(その他)